

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当	担当 ^ふ 者 ^が 名 ^な
			地域振興課 区民利用施設担当	電 話 411-7095

設 計 書

1 委 託 名 老人福祉センター横浜市うらしま荘トイレ改修業務委託

2 履 行 場 所 老人福祉センター横浜市うらしま荘

3 履行期間 期間 年 月 日 から 年 月 日まで
又は期限 期限 令和7年 3月 31日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場 所)

7 委 託 概 要
老人福祉センター横浜市うらしま荘（神奈川図書館合築）の
1階及び2階男女トイレについて、ウォシュレット取り付け及び
便器交換を行うものである。

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 価 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 機器費		1	式			第1号内訳書のとおり
2 業務費		1	式			第2号内訳書のとおり
3 発生材処分費		1	式			
4 諸経費		1	式			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

内 訳 書 (第 1 号 機器費)

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
ウォシュレット	TOTO S1	5	台			
1階女子トイレ 便器	TOTO CS597BMS (S1セット)	1	台			旧和式
1階男子トイレ 便器	TOTO CS597BMS (S1セット)	1	台			旧和式
1階男子トイレ 便器	TOTO CS232BM (S1セット)	1	台			旧洋式

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

内 訳 書 (第2号 業務費)

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
和洋リモデル配管 工事		1	式			
1階男女トイレ 和洋リモデル器具 取付工事		2	か所			旧和式個室 (2か所)
床タイル工事(材 工共)		1	式			
トイレ扉改修工事 (材工共)		1	式			
1階男子トイレ交 換工事		1	式			旧洋式個室
ウォシュレット取 付工事		5	か所			
多目的トイレ給水 分岐工事(材工 共)		2	か所			
消耗雑材		1	式			

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委 託 仕 様 書

1 件 名

老人福祉センター横浜市うらしま荘トイレ改修業務委託

2 委託概要

老人福祉センター横浜市うらしま荘（神奈川県図書館合築）の多目的トイレ及び男女トイレにウォシュレットを取り付ける。対象箇所のうち和式トイレについては洋式化する。また、ひび割れが発生している便器を更新する。上記に伴い発生する床の補修及び給排水設備の更新を実施する。

3 履行場所

老人福祉センター横浜市うらしま荘（横浜市神奈川区立町 20-1）

4 履行期間

契約決定した日から令和7年3月31日（月）まで

5 業務内容

(1) ウォシュレット取り付け及び便器交換

以下の箇所のウォシュレット取り付け及び便器交換を実施する（詳細は別添図面参照）。

なお、一部洋式化を含む。

ア 多目的トイレ（1階・2階各1か所、計2か所）

既存便器（図面③⑧）にウォシュレットを取り付ける。

イ 2階男女トイレ（2か所）

既存便器（図面①②）にウォシュレットを取り付ける。

ウ 1階男女トイレ（4か所）

既存洋式便器（図面④）にウォシュレットを取り付ける。また既存和式便器（図面⑤⑦）及びひび割れが発生している便器（図面⑥）を撤去し、ウォシュレット機能付き洋式便器を設置する。

(2) 給排水設備変更

新設ウォシュレット及び新設便器に合わせた給排水設備に変更する。

(3) 床補修

便器交換作業に伴い研った部分の床を補修する。仕上げはタイル貼り（現状に近いもの）とする。

(4) 個室扉改修

便器交換に伴い必要に応じて個室を拡張し、扉を取り付ける。

(5) 報告書提出

作業内容の記録（交換部品・作業前・中・後の写真等）をとり、報告書等とあわせて提出する。

6 留意事項

- (1) 横浜市委託契約約款に準じ、関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た情報等について発注者の承認を受けず、使用・第三者へ提供、または公表してはならない。
- (3) 業務に適した服装・履物等を使用し、必要な安全対策を講じること。
- (4) 予め発注者に作業内容を説明し、事故等が発生しないよう十分に注意して作業を行うこと。また施設の駐車場を使用する場合は、台数や駐車場所について事前に了解を得ること。
- (5) 作業場所は区画管理を行い、作業は必ず作業区画内で行うこと。作業箇所に施設利用者等が立ち入らないよう、安全対策を講じること。また、養生及び清掃を行うこと。
- (6) 施設利用者への配慮を十分に行い、不測の事態が発生した場合には発注者へ速やかに報告を行い、指示に従うこと。
- (7) 騒音、振動、粉塵、臭気の発生等は、規制基準を越えぬよう対応策を講じるとともに、諸官庁への手続きが必要な場合は遅滞なく行うこと。
- (8) 施設利用者への案内や看板の設置等は、請負人が行うこと。
- (9) 発生材の取扱いにあたっては、関係法令等に従い有資格者等による運搬・処分及び必要な報告を行うこと。
- (10) この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、発注者と協議を行うこと。

7 発注者情報

〒221-0824

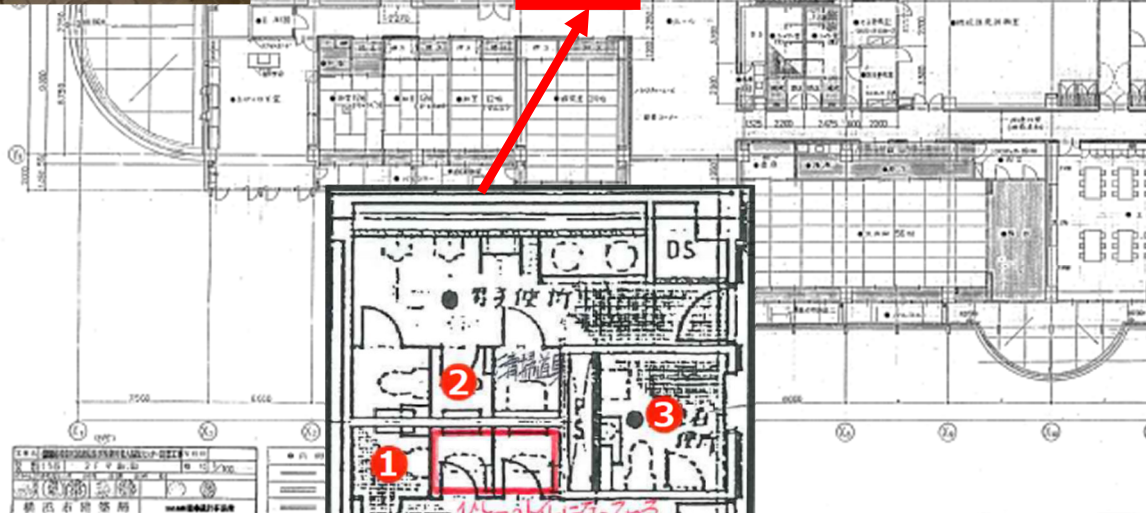
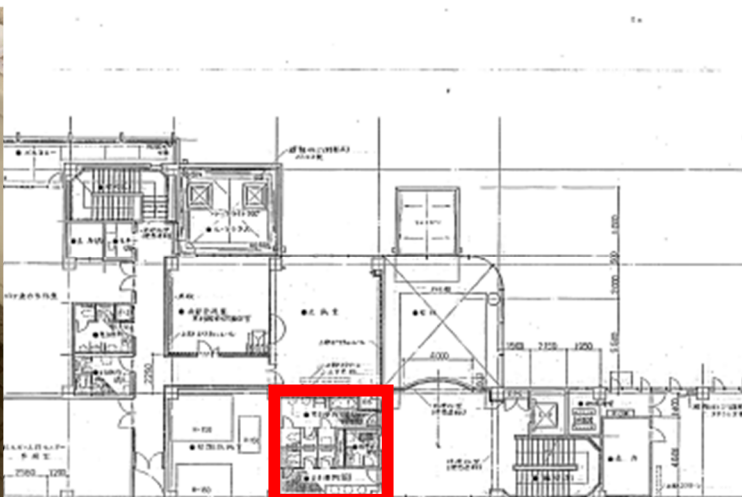
横浜市神奈川区広台太田町3番地8

神奈川区役所総務部地域振興課

電話：045-411-7095 F A X：045-323-2502

2階

図面



1階

